

松戸市虐待防止連携推進会議

会 議 録

令和4年度 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和4年8月5日（金）

午前10時00分～12時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席委員：12名

須田 仁 委員	神保 正宏 委員
古閑 比斗志 委員	塚本 康紀 委員代理
恩田 忠治 委員	平川 茂光 委員
文入 加代子 委員	今成 貴聖 委員
和田 忠志 委員	楊井 千晶 委員
伊原 浩樹 委員	西川 康弘 委員

○欠席委員：6名

高岡 浩和 委員	川越 正平 委員
木村 義人 委員	土屋 裕二 委員
小熊 良 委員	和座 一弘 委員

○事務局出席者

子ども家庭相談課 川上課長 後藤主査 竹村主任主事

障害福祉課 廣瀬課長 井上主任主事 豊永主事 塩入主事

地域包括ケア推進課 川鍋課長 小野主幹 高橋主任主事 笠井主任保健師

傍聴者 1名

議事内容 (1) 報告1 これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告
(2) 議題1 令和4年度以降の松戸市虐待防止条例に係る取組内容について

◎開 会

事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、令和4年度松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

私、本日司会を務めます地域包括ケア推進課〇〇と申します、よろしくお願いいたします。

本会議は、令和2年4月1日に施行された松戸市虐待防止条例第15条、推進体制の整備の規定を踏まえ、開催するものでございます。3虐待の関係分野の有識者の皆様が一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

本会議は、新型コロナウイルス感染症予防といたしまして、開催時間の短縮及びオンラインを活用しての会議となります。ネット環境の不具合等のご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎挨 拶

福祉長寿部長

おはようございます。福祉長寿部長の〇〇です。

本日はお忙しい中、令和4年度松戸市虐待防止連携推進会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の福祉行政に多大なるご協力、ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

本市では、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指した松戸市虐待防止条例を制定しており、この条例は令和2年4月の施行から3年目を迎えました。

条例では、児童、高齢者、障害者虐待という3つの分野の虐待防止に係る取組の連携を強化し、民間、市民や関係団体、地域社会の皆様とも協力して、市全体で虐待防止に取り組むことを定めております。

本日の推進会議は、児童、高齢者、障害者の各分野の虐待防止対策の取組を関係者の皆様と共有し、各分野の連携をより効果的に進めることを目的としております。

近年、虐待の通告・通報件数は増加傾向にあります。この推進会議の場で、各方面でご活躍されている皆様から忌憚のないご意見をいただき、さらなる虐待防止対策を進めてまいりたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎委員自己紹介

事務局

続きまして、次第3自己紹介につきましては、新型コロナウイルス感染症予防による会議時間の短縮を図るため、本日は割愛させていただきます。

◎議長選任

事務局

続きまして、議長の選任に入ります。

お手元にごございます資料2、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条第2項の規定に従い、本会議の議長は松戸市福祉長寿部長となりますことをご報告いたします。

これからの進行につきましては、議長に議事を進めさせていただきたいと存じます。

〇〇福祉長寿部長、よろしく申し上げます。

議長

それでは、令和4年度松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。皆様、よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、本会議は公開となっております。本日の傍聴希望者ですが、〇〇様外0名の方から本日の会議を傍聴したいとのことをごございます。これを許可してよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 特に異議はございませんので、それでは傍聴者の方はお入りください。

事務局 事務局になります。ただいま傍聴者の方お入りいただきました。

議長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

◎報告1 これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告

議長

報告1、これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告について、事務局より説明、報告をお願いします。

事務局

それでは、議題4、1、これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告について、お手元にお配りしております資料、報告1これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組状況について、事務局よりご報告させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

これまでの取組報告として、虐待防止条例制定の経緯、各分野の虐待通報通告受理状況、令和3年度までの虐待防止条例に係る具体的な取組内容についてご説明いたします。

まずは、虐待防止条例制定の経緯について、お手持ちの資料4ページをお開きください。

本市においては、児童、高齢、障害の3虐待の通告・通報件数は増加傾向にある中、近隣市での児童虐待事件の発生もあり、関係機関における3虐待が連携した取組の検討が進められておりました。各虐待防止ネットワークについては、平成16年に設置されました高齢者虐待防止ネットワークが最も早く、続きまして、平成18年に設置された子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会、平成28年度には児童虐待防止ネットワークという形になりまして、現在に至っております。

また、平成31年度、令和元年度には、障害者虐待防止ネットワークが設置され、松戸市には3つのネットワークが整備されてまいりました。この児童、高齢者、障害者のネットワークにおいて、3虐待で連携した取組を進める必要があるという意見を頂戴し、各虐待防止ネットワークを所管する子ども家庭相談課、障害福祉課、高齢者支援課、現在、高齢者支援課は地域包括ケア推進課となっております。あとは、関係課である学務課なども踏まえ、検討を重ねてまいりました。

続きまして、資料5ページをお開きください。

虐待防止のさらなる推進を図るための取組として、児童分野、高齢分野、障害分野の各虐待防止ネットワークを中心とした、中段に書かれております体制に加えて、条例の制定により、虐待に対する松戸市の姿勢や取組の方向性をお示しすること、そして、3虐待の連携推進を検討する場である松戸市虐待防止連携推進会議を設置する方向で具体的に検討を進めてまいりました。

続きまして、6ページをお開きください。

この検討を経て令和2年4月1日に施行されたのが、松戸市虐待防止条例になります。本条例は、松戸市、松戸市民、関係団体及び地域社会が協力し、虐待防止に取り組んでいくために、児童、高齢、障害の3虐待を包括した理念条例となっております。「虐待のない誰

もが安心して暮らせるまち」の実現を条例の目的として、こちらの緑枠にございます3つの基本理念を示しております。

そして、市を挙げて取り組むという観点から、赤枠には市、市民、関係団体、地域社会の責務・役割をお示ししております。「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、それぞれのお立場で力を尽くしていただくとともに、手を取り合い取り組んでいくものを掲げたものとなっております。

中央の水色の枠でお示ししている施策の方向性ですが、こちらについては方針を共有して取り組むということ掲げており、通告や相談をしやすい環境づくりから、通告を受けた後の安全確認を行うための措置、また養護者に対する支援、支援を行う人材の確保、そして、一番下に記載をしてございます正しい知識の普及啓発や意識の向上を図るための啓発活動の実施ということを規定しております。

最後に、右下、紫色の枠でお示ししております推進体制としては、3虐待が連携した効果的な取組を推進するための体制整備を定めております。本日開催させていただいております虐待防止連携推進会議は、この規定に基づき設置をしたものとなります。

次に、会議の詳細をご説明させていただきます。7ページをお開きください。

本日開催しております松戸市虐待防止連携推進会議は、虐待の防止などの施策に関し、児童、高齢者、障害者に対する3虐待で連携した効果的な取組を推進することを目的とし、ほかの施策との連携に十分配慮をしながら、情報共有や意見交換を行うということとしております。こちらの連携推進会議においては、3虐待の連携した取組を推進し、各ネットワークにおいては、個別の虐待防止の取組を深化・推進してまいります。

また、各虐待防止ネットワークで議論されております検討事項を連携推進会議の中に上げていき、協議・共有をしていく流れとなっております。

本日の連携推進会議にて委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、関係課や事務局で十分な検討をした上で、今後の施策に反映できるよう進めてまいりたいと思います。

松戸市虐待防止条例は、千葉県内で初めて制定されたものとなり、また全国的にもまれな条例となっております。松戸市民の一人一人の皆様と連携をしながら、一丸となって「虐待のない安心して暮らせるまちまつど」の実現に向けて取り組んでまいります。

以上が、松戸市虐待防止条例の制定経緯と概要、そして本日の連携推進会議に関するご説明とさせていただきます。

続きまして、本日の内容の2番目、虐待の通告通報受理状況についてご説明させていただきます。

きます。資料は8ページからになります。

虐待通告通報受理状況の説明に先立ちまして、各分野の虐待対応についてご説明させていただきます。

児童虐待は「児童福祉法と児童虐待の防止等に関する法律」に、高齢者虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に、そして障害者虐待は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、対応しているものとなります。

虐待の種別は、児童虐待では、身体的・心理的・ネグレクト・性的の4種別、高齢者と障害者については、こちらに経済的虐待を加えた5種別となっております。

被虐待者の定義につきましては、児童は18歳に満たない児童、高齢者は65歳以上の高齢者、障害者は身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により継続的に生活に制限を受ける状態にある者という形で定義されております。

続きましては、児童は保護者、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者と定義されており、高齢者と障害者は、養護者、高齢者や障害者を現に養護する者や介護従事者等と定義されています。

続きまして、各虐待の本市の現状についてご報告させていただきます。通告通報受理件数は、令和3年度までの集計となっております。

まずは、高齢者虐待の現状についてご説明いたします。

お手持ちの資料9ページをお開きください。

高齢者虐待の通報受理状況については、養護者による虐待、要介護施設従事者等による虐待双方の通報受理件数は増加傾向でございます。こちらは、松戸市だけではなく、千葉県や国とおおむね同様の傾向となっております。養護者による虐待については、警察署からの相談や通報が最も多く、夫婦や親子のトラブルから警察が介入され、その後通報を受理する件数が増えている現状です。

また、介護サービスを利用される高齢者にとって最も身近な専門職である介護支援専門員、ケアマネジャーからの相談や通報も多くなっております。

高齢者虐待においては、近隣住民からの通報や相談については年度によりばらつきが大きくなってはございますが、令和元年度は1件と非常に少ない件数でしたが、ここ2年で微増しており、周知啓発の効果については経年変化を追っていきたいと考えております。

虐待の種別では、令和3年度の統計では身体的虐待が46%と、ほぼ半数です。次いで、心

理的虐待が30%となっており、こちらについての傾向は例年同様、また県や国とも同様となっております。

事務局 続きまして、障害者虐待通報受理状況のご報告をいたします。

10ページをご覧ください。

障害者虐待については、養護者による通報受理件数は増加傾向にございましたが、令和3年度は施設従事者虐待が年間20件と、過去最大の受理数となりました。

養護者による障害者虐待による相談、通報者については、警察からの通報件数が増加傾向となっております。虐待の種別では、令和3年度は身体的虐待とネグレクトが約半数の認定となっております。

事務局 最後に、児童の虐待通告通報受理件数のご報告をいたします。

11ページをご覧ください。

児童虐待相談受付件数は、国や県と同様に増加傾向となっております。相談者につきましては、児童相談所を除くと家族、学校、近隣が多く、いずれも増加傾向となっております。

虐待の種別としては、令和3年度は面前DV等を含む心理的虐待が40%、身体的虐待が30%と多くなっており、国や県においても同様の傾向が見られております。

事務局 こちら、3分野どの分野においても、以前の実績と比較しまして、全体的に虐待の通報数は増加傾向にあることが分かります。虐待対応の流れについては、3つのネットワークにおいて通告通報受理から早期の段階で関係機関と連携を図りながら、安全確認、事実確認を行っております。

その後、各会議の中で支援方針を確認し、虐待対応に当たっており、終結する際も各会議の中で協議・確認を行っているところでございます。

通告や通報義務については、各虐待の防止法において、虐待と思われるものを発見した際には、市町村等に通告または通報しなければいけないという義務が明記されております。通告・通報先については、それぞれの分野で規定されておりますが、複数の窓口がございます。受理した機関と担当課が常時連携をしながら、対応に当たっております。

養護者の方、被養護者に対する支援についても、3つのネットワークともに多くの関係機関と連携を図っております。昨今、虐待事例は複雑・困難化しており、他分野、他機関と支援に当たる虐待事例も増加しております。虐待対応において、今後より一層他領域の分野との相互連携を図りながら、支援を進めていく必要があると考えております。

続きまして、お手持ちの資料の3番目、令和3年度虐待対応関係関係機関職員へのアンケート結果についてご報告させていただきます。

資料の12ページをご覧ください。

こちらのアンケートにつきましては、虐待防止条例の具体的な取組を検討するにあたり、令和3年度の当初に行ったものとなります。条例の目的である「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」の実現に向けて、児童・高齢者・障害者の各分野の課題や連携における課題を把握し、今後取り組む施策を検討するアンケートといたしました。お手持ちの資料の13ページに、アンケートの実施内容の詳細をご案内しております。

アンケートについては、児童分野は子ども家庭相談課と児童相談所、高齢者分野は地域包括ケア推進課と地域包括支援センター、障害者分野については障害福祉課と基幹相談支援センターに回答を依頼し、100名以上からの回答をいただいております。

資料の14ページをご覧ください。

アンケート結果の一部をご紹介します。

まず、市民が通告・通報する際の課題と解決方法について、皆様にご意見を伺いました。第一に、通報者保護の周知啓発の必要性が多く寄せられております。通告・通報の際には個人情報保護されるということ、市民にとって分かりやすく様々な媒体で伝える機会を増やすことが必要とのご意見を頂戴しております。また、虐待対応においては、虐待者に対する罰則ではなく、支援を念頭に置いていること、被虐待者や虐待者全ての市民を守るため、虐待を防ぐための法律や条例であることを周知していくことが必要とのご意見も多く頂戴いたしました。

さらに、実際に通告や相談をした後にどのような対応や支援が行われるのか、具体的にその流れがイメージできた方がよいのではないかとのご意見もいただいております。こうした内容を踏まえて、令和3年度はチラシやパンフレットなどの啓発内容の検討を進めてまいりました。

続きまして、お手持ちの資料15ページをご覧ください。

こちらにもアンケート結果の一部のご紹介となっております。

他の虐待施策との連携の際の課題と解決方法ということで、児童、高齢、障害の各分野で虐待対応をする際の連携についてのアンケート項目となっております。

多く寄せられたご意見としては、各分野の守備範囲や特徴、留意点などが分かると、連携しやすいとのご意見を多く頂戴しております。また、他の施策との連携の際の課題や解決に

については、それぞれの支援機関の業務内容を知るために、分かりやすいイラストや具体的な内容が記載されたパンフレットを希望されるご意見も頂戴しました。

さらに、様々な会議体への出席などを通じて、日頃から顔の見える関係性が必要との意見も頂戴しています。こうした結果をふまえ、研修会や勉強会の開催など、連携強化の取り組みの検討を進めました。

それでは、続きまして4番目、令和3年度の松戸市虐待防止連携推進会議におけるご意見と対応状況についてご説明いたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、書面開催とさせていただきました。書面開催ではございましたが、多くの委員の皆様からご意見を頂戴し、いただきました全てのご意見を基に、令和3年度の取組を検討しながら進めてまいりました。この場をもちまして、改めてご報告させていただきたいと思えます。

なお、いただきましたご意見につきましては、今回の資料作成に当たり、一部要約し記載しておりますことをご了承ください。

それでは、17ページをご覧ください。

こちらの意見と対応状況の①として、まずは予防に関する取組についていただいたご意見と対応状況のご説明をさせていただきます。

まずは、上段に記載をしております広報・啓発については、市民にとって分かりやすい内容であること、また、通報によってどのような効果が得られるのか、さらに、通報者保護がしっかりと伝わる必要があるとのご意見を頂戴しました。

これらのご意見を踏まえて、啓発物品や広報まつどの作成を進めております。また、チラシやポスターには、すぐに情報や通報先へアクセスできるようなQRコードも掲載しております。QRコードについては、特に若い世代の方の利用を期待しておりますが、アウトカム評価ができるとよいとのご意見を頂戴しております。

現在、QRコードによる通報割合等の算出については、難しい状況ではございますが、今後も効果検証の方法については引き続き検討を進めてまいりたいと思えます。

下段に記載しております分野横断的な対応による予防が図られる点につきましては、こちらにも記載させていただきました妊娠中からの児童虐待の予防、DV家庭の早期の介入、また8050世帯のお子様への適切な支援による高齢者虐待の予防など、年齢横断的に連携する取組が有益とのご意見をいただいております。

こちらについても、条例の制定後、合同勉強会等で各分野の対応について理解を深め、連

携した支援に活かしております。また、各ネットワークの会議に双方で出席し、事例検討や事例対応における他分野の視点も深めております。

続きまして、18ページをご覧ください。

虐待対応について、早期発見と多機関協働に関するご意見をいただきました。

早期発見については、近隣者からの通報が少ないという点は課題として捉えており、虐待が潜在化しているリスクも懸念しております。こちらについては、広報活動を通して市民に広く周知する活動を継続してまいります。

多機関連携としては、必要に応じて訪問同行などにより、各分野の長所を活かした連携が望ましいとのご意見を頂戴しており、会議体への双方の出席を通しながら、顔の見える関係性の構築や、多分野協働の対応を進めてきたいと思っております。

また、各分野の担当者が集まり協議を行っている担当者レベル会議につきましては、毎月1回開催をしております。こちらは、条例に基づいた効果的な取組として、普及啓発や講演会、連携推進会議などの検討を行っております。その中で、各分野で抽出された連携強化に関する課題を持ち寄り、必要な取組を共有することで、今後もより効果的な活動につなげてまいりたいと思っております。

続きまして、19ページも虐待対応に関するご意見を頂戴しました。

記録の統一化については、相談機関の支援のマネジメントや支援方法の確立、一体的な対応が可能になるとのご意見を頂戴いたしました。各分野の記録様式を比較し、統一に向けた検討を行ってまいりましたが、聞き取る項目や情報が分野によって大きく異なることから、今の時点では、書式の統一ではなく、各分野の対応について理解を深めることで、他分野の相談への対応力を強化していくことを最初の取組として進めております。

書式については、今後も情報共有を行いながら、効果的な連携方法として検討を進めてまいりたいと思っております。

支援に関するご意見としては、昨今、国も積極的な取組を進めているヤングケアラーの支援についてご意見を頂戴しました。職員のスキルアップや現状把握、知識の普及啓発については、昨年度はヤングケアラーに限らず幅広い世代の支援を行えるように、ケアラー支援について専門職向け研修会を実施いたしました。また、ケアラーに関する知識・理解を深め、各分野の虐待対応の中で実態把握を進めるとともに、支援における多分野連携を強化してまいりたいと思っております。

続きまして、資料の20ページをご覧ください。全年齢通報受理システムとして窓口一本化

を図ることで、市民が通報しやすい体制の整備、早期発見や早期対応につながるなどの効果が期待されるとのご意見を頂戴いたしました。

通報受理対応については、専門性を持った各分野が相互に連携できる体制の推進が求められるとのご意見も頂戴しております。こちらについては、虐待の予防における早期発見・早期対応において非常に重要な取組であり、検討を重ねてまいりました。まずは、どの分野の窓口に通報や相談が入った場合にも、適切な対応やつなぎが行えるように、対応力の強化を図るべく、勉強会などを行いました。また、市民が通報しやすい体制整備として、広報やチラシの活用でより一層の周知啓発を図っております。

今後は、通報・相談窓口に簡単かつ迅速にアクセスできる方法の検討などを通し、通報窓口の検討をさらに進めてまいりたいと思います。

令和2年度につきましては、書面開催の中、多くのご意見を頂戴し、その後の取組に活用させていただきましたことを、この場をお借りし改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、こうした連携推進会議でのご意見や関係機関へのアンケート結果を踏まえ、令和3年度までに取り組んでまいりました活動内容について、皆様にこの場で報告させていただきます。

事務局 資料の22ページをお開きください。

市民に対して、松戸市虐待防止条例の周知と、各虐待防止についての理解・意識の醸成を図るために、広報まつど松戸市虐待防止条例特集号を作成し、令和4年1月25日に18万1,000部発行いたしました。

配布先には、新聞折り込み、大型スーパー、市関連施設、鉄道5社、庁内関係課等、多くの機関にご協力をいただき、配布しております。

紙面の内容としては、各虐待の通報窓口一覧を掲載することで、さらなる周知を図りました。本日は、会場に広報まつどをご準備しております。ご興味のある委員の方は、ぜひお持ち帰りください。オンラインでご参加の委員の皆様におかれましても、広報まつど特集号のご希望がございましたら、事務局までお問合せいただけましたら幸いです。

資料23ページをお開きください。

ポスターやチラシについても、通報者保護の原則、罰則ではなく守るため・防ぐための法律を明記し、通報後どのような流れで支援が行われるのか、具体的に掲載いたしました。

ポスターは200部、チラシは2,400部作成し、大変好評をいただいております。市役所内や

関係機関に掲示いただいております、皆様もどこかで目にされたことがあるかもしれません。

続きまして、24ページをご覧ください。

イベントや窓口等で配布・周知しやすい啓発物品として、車に貼り付けるマグネット、イベント時などに配布しやすい除菌ティッシュ、窓口等に掲示できるのぼりやステッカーの作成を行いました。ステッカーは子供たちの目を引くようなデザインで、手に取っていただきやすいように作成しており、子供から保護者も含めた周知・啓発効果を見込んでおります。

25ページをご覧ください。

松戸市ホームページでは、通告・通報先の掲載、チラシのダウンロードも可能となっております。チラシに掲載しているQRコードを読み取ることで、このページにすぐにアクセスすることができます。

また、若い世代の方に対する周知啓発として、ツイッターやフェイスブック等、SNSを積極的に活用し、周知を行いました。

26ページをご覧ください。

普及啓発については、チラシなどの作成だけでなく、パートナー講座も積極的に実施しております。パートナー講座は、松戸市が行う事業や業務を市民の方にご説明し、市政に対する理解や関心を高めていただくために行うものです。令和2年4月より、松戸市虐待防止条例についてもパートナー講座に追加いたしました。

実績としましては、令和3年度に2団体よりご依頼をいただいております。今後も、幅広い市民の方にご依頼いただけるよう、パートナー講座の存在を広く知っていただけるようにしてまいりたいと思っております。

パートナー講座の内容としましては、松戸市虐待防止条例について、児童・障害・高齢の各分野の現状についてご説明させていただき、連携した効果的な取組をご紹介します。

続きまして、27ページには、虐待防止条例制定記念講演会の情報を掲載しております。こちらは、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインでの配信となりましたが、現在もホームページ上で見ていただくことができるものとなっております、より幅広い方へ周知啓発を図れたのではと考えております。

事務局 最後に、勉強会・研修会などの開催についてご説明させていただきます。

29ページをご覧ください。

令和4年松戸市虐待防止研修会を開催いたしました。研修会については、初めての開催ということもあり、まずは実際に虐待対応にあたる専門職のスキルアップを図るべく、専門職

対象の研修といたしました。

内容としては、虐待者、被虐待者、どちらにもなり得る可能性のあるケアラーについて、支援と虐待防止をテーマとして、日本ケアラー連盟の牧野先生にご講演いただきました。

30ページからは、研修会参加者へのアンケート結果となっております。

「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」の実現に向けては、一般の方への周知の必要性や地域の中のネットワークづくり、また、高齢者が孤立しない対策が必要等、多くのお声をいただきました。これらは、今後の取組にも活かしてまいりたいと思います。

30ページは、具体的なアンケートの集計結果となっております。

左下の個別支援の際の他分野との連携について、半数程度しか「できている」と回答された方はいらっしゃいませんでした。連携については、今後も強化が必要と考えております。

32ページをご覧ください。

令和3年11月には、虐待対応機関合同勉強会も実施いたしました。令和3年度のアンケートにより、関係機関同士の連携強化が必要との結果を踏まえ、虐待防止に関わる他機関の業務内容を把握するとともに、顔の見える関係を構築し、支援の円滑化を図ることを目的といたしました。

虐待対応機関職員として、児童相談所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、各関係課職員を対象とし、感染対策に配慮した開催方法として、オンラインでの実施としております。

33ページは、具体的な勉強会の内容となっております。各虐待の通報受理から終結までの流れ、判断基準、協力体制等について内容に盛り込みました。

34ページには、アンケート結果の一部をご紹介します。各虐待の内容が整理されていた、専門以外の分野の対応について勉強になった、このような機会は少なく参考になった等のお声をいただいております。今後も、様々な場を活用し、相互の理解を深めていきたいと思っております。

事務局 続きます。本日ご欠席の〇〇委員より、事前のご意見を頂戴しましたので、ご紹介と事務局からご報告させていただきます。

〇〇委員からは、虐待防止についてのご意見として、一般市民や医療・教育関係者の子どもの人権に対する意識向上が基本的事項と考えられる中、子ども基本法の制定やこども家庭庁の設置など、政策の流れの中で、こうした認識は一層重要性を増している状況にあるという中で、松戸市として今後の子供の人権重視の施策、例えば市と教育委員会が連携して進め

ているような体罰防止の取組の進捗状況などについて、ご紹介をいただければとご意見を頂戴しました。こちらについて、事務局よりご説明いたします。

事務局 事務局より、松戸市児童虐待防止ネットワークにおける体罰防止に関する取組についてご紹介させていただきます。

こちら、子どもに関わる市職員等への体罰予防研修プログラムの導入ということで、松戸市医師会様よりご提案いただいたものになります。こちらは、体罰を許さないという意識を、まずは子供に関わる職員や関係者から醸成していくというもので、具体的には松戸市児童虐待防止ネットワークの取組として、令和4年8月8日に研修会を実施いたします。

内容は、暴力・体罰防止への取組、ノーヒットゾーン運動について、講師は鴨川市立国保病院、小橋孝介医師をおよびし、対象には、まずは松戸市保健福祉センター職員、その他、児童虐待防止ネットワーク構成機関のうち、窓口や健康診査等で親や子と接する機会の多い専門職等を対象としています。今後につきましても、広く市職員や関係機関などへ啓発する方法を検討してまいりたいと考えております。

事務局 以上をもちまして、これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組状況についてのご報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

委員 先ほど、事務局のお話の中に、令和4年8月8日に実施される研修会について、ノーヒットゾーンという言葉がございました。あまり聞き慣れなかったものですので、その内容と、それから実績等がありましたら、教えていただきたいと思います。

事務局 ご質問ありがとうございます。

こちらは、令和4年8月8日に初めて開催させていただく取組になります。実績についてはまだこれからといった状況ですが、ノーヒットゾーンというのは、ある場所、例えば今回は保健福祉センターをまずはその場に位置づけたいと考えておりますが、ある一定の場所について、その中では子どもへの体罰を見かけた時などに、職員が適切な対応をできるように研修をすることで、まずは子どもに関わる職員が体罰を許さないためにどのような声かけをしたらよいか、また、虐待の現場を見た時に、そのまま見て見ぬふりをするのではなく、適切な対応が取れる職員を増やしていくという取組となります。

具体的な取組については、今後ネットワークの中で検討してまいりたいと考えております。

委員 ○○です。ありがとうございました。

ノーヒットゾーンというお言葉がありました。その内容や実績等についてホームページ等で分かるのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。ホームページ等につきましては、海外の概念となりますので、一般的な内容は紹介されていると思いますが、詳しい内容までは掲載されていないかと思えます。詳しいプログラムについては、鴨川国保病院の小橋先生が勉強をされているため、今回の研修で具体的な内容を我々も知ることができる状況です。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにご質問などございますか。

委員 19ページのヤングケアラーについて質問があるのですが、組織としてヤングケアラーについて勉強させていただいていますが、ヤングケアラーと児童虐待の対応の違い、もしくは、行政の方で対応の違いがあるのでしょうか。我々の現場では、今後ヤングケアラーの事例もあると思えますので、そうした場合にはどのように対応を取るとよいのでしょうか。児童虐待との違い等について、何かあればご指導願いたいと思えます。

また、先日関東ブロック大会に参加した際に、ヤングケアラー等を条例化しようという、埼玉の大きな市が取組を始めているという情報もございました。本市においても、3虐待の条例に基づき、今後何か構想があるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

事務局 ご質問ありがとうございます。

初めに、ヤングケアラーと虐待の違いについて、厚生労働省のホームページにもヤングケアラーについて掲載されております。ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事、家族の世話、そういったものを日常的に行っている子どものことを指すとされております。具体的な例示としましては、障害や病気のある家族に代わって、買物、料理、掃除などの家事をしている、家族に代わり幼い兄弟の世話をしている、障害や病気のある兄弟の世話や見守りをしている等が示されております。

ただ、一般的に、子どもがこうした家族のお手伝いをすることは、悪いこととはされておられません。その程度が行き過ぎてしまうと、子どもに影響が出てしまうと示されています。ヤングケアラー、イコール虐待というふうなことではありませんが、子どもに影響が出てしまうと、その後大きな問題に発展する懸念があり、注意が必要とされているところです。

ヤングケアラー条例については、今現在、松戸市では条例の制定は予定しておりません。ただ、ヤングケアラーの状態にある児童の把握については、令和3年度、新規に子ども家庭

相談課で受理した相談に対して、ヤングケアラーが疑われる児童を登録し、分析する取組を始めています。その結果、令和3年度末時点では、10名の該当児童が確認されております。この取組については、令和4年度も継続して行っていく予定です。

今年度から国において3年間でヤングケアラー支援の集中取組期間として位置づけをしており、ヤングケアラー支援を推進する動きや、理念法を定めるという検討も行われていると聞いております。本市としては、国の動向を注視するとともに、ヤングケアラー条例の制定については今後も検討が必要と考えております。

委員 ありがとうございます。虐待やヤングケアラーについて、市民の方々の通報として行政等に連絡することはよいと思いますが、警察や行政含めた対応機関に通報をどういう場合にするのか、明確にしておいた方がよいのではないのでしょうか。警察に一度そういう情報が入ると、事件性はないとしても、調査の対象になると思います。そうすると、お子さんが対象ということで、やはり相当なダメージを受けるのではないかと考えられます。そうした対策も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。ヤングケアラーの状態には、背景に様々な問題を抱えている場合があると思います。ですので、ヤングケアラーが疑われるような事案が見つかった場合は、子ども家庭相談課、もしくは児童相談所など、多数の相談窓口があることを、まずは地域の皆様、そして、ヤングケアラーご本人に知っていただくことが重要だと考えており、社会的認知度を上げるために、今後周知活動を徹底していきたいと考えております。

ヤングケアラー自身に対しての働きかけも非常に重要だと考えており、本市でも、夏休み前に学校のご協力をいただき、市内の全ての小学校、中学校、高校に通学している全生徒に、ヤングケアラーを含む児童虐待の相談窓口を案内する子ども相談カードを配布しております。子ども相談カードには、相談先の窓口が案内されており、相談件数の増加にもつながっているのではと考えております。

委員 ヤングケアラーと虐待は別物であるという認識を持っているのですが、その点も強調してご指導をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにご質問のある方いらっしゃるでしょうか。

委員

児童虐待に関してお伺ひしたいのですが、被虐待者の児童の中で、障害児の方の数を把握されているのでしょうか。また、資料18ページ多機関連携に記載されている、毎月1回、児

童、高齢者、障害の担当が集まる会議というのは、市役所の担当課レベルの会議なのか、あるいは、各分野の虐待対応に従事されている関係機関も含めた実務者レベルの会議なのかという点もお伺いしたいです。最初に質問させていただいた、児童虐待における被虐待者の障害児の割合等について、この会議等で共有されているのか等についても、お聞かせ願えればと思います。お願いいたします。

事務局 ご質問ありがとうございます。

まず、被虐待児の中の障害児の割合については、現状で具体的な数字としては把握しておりませんが、グレーゾーンと言われるお子さんたちを含めると、それなりの数が含まれる印象があります。今後はそうした割合も把握研究していく必要があると考えております。

担当者会議につきましては、児童・高齢・障害の庁内3課の担当者が集まり会議を行っております。条例の取り組みを含めた運営や、研修や講演会についての事務的な打合せが多い現状ですが、今後につきましては、事例を基に話し合いを行い、3課の共通認識や専門性を高めていくということが重要であると考えております。また、虐待対応のコアメンバーである関係機関の方にも広げていく方向性で検討を進めているところです。

以上とさせていただきます。

委員 承知いたしました。ありがとうございます。

議長 他にはよろしいでしょうか。

◎議題1 令和4年度以降の松戸市児童虐待防止条例に係る取組内容について

議長 それでは報告1についてのご質問、ご意見の時間はここまでとし、続きまして、議題1 令和4年度以降の虐待防止条例に係る取組内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議題1 令和4年度以降の松戸市虐待防止条例に係る新たな取組について、お手元の資料、令和4年度以降の松戸市虐待防止条例に係る新たな取組について に基づいてご説明をいたします。

3ページをご覧ください。

こちらは、令和4年度の事業予定となっております。項目を予防、対応に分けて記載しております。予防のための広報・啓発としましては、今までの取組を継続し、広報まつど特集号についてはさらなる活用を図るほか、ポスターやチラシも内容の更新を行っていく予定です。

す。パートナー講座についても、積極的に周知を図り、実施回数を増やしてまいりたいと思っています。

対応としては、多機関連携の強化を進めるため、各ネットワークの会議体での検討や情報共有、勉強会や研修会の開催を進めてまいります。

次に、具体的な取組についてご説明いたします。

資料4 ページ目をご覧ください。

パートナー講座については、既に令和4年度に2回の開催を予定しており、現在は依頼先との調整を行っております。1件目は、令和4年9月に千葉県看護協会登録病院の看護師を対象に、2件目は令和4年11月に市内事業所向けに実施を予定しております。

講座の内容につきましては、依頼先の希望も踏まえ、虐待防止条例やその取組、各分野の虐待の現状や対応について理解を深められるように検討を進めております。委員の皆様におかれましても、パートナー講座のご希望があれば、ぜひお問合せください。

続きまして、資料5 ページをご覧ください。

昨年度は専門職向けに実施した研修会ですが、今年度は市民向け研修会として、令和5年2月22日に開催を予定しております。市民劇場を会場とし、連携推進会議の委員でもあらわれますななつぼし法律事務所の神保弁護士にご講演いただくとともに、NPO法人こども支援センターつなぐという団体活動紹介や虐待防止に向けた取組についてご紹介をいただく予定です。

つなぐは、虐待、いじめ等を受けた子供、被害者に対して、関係機関と連携しながら子供の権利を擁護し、被害からの回復に寄与することを目的として、負担のない環境での面接、医療や司法とのつなぎ、介助犬等の様々なサポートへのつなぎ等を行っております。

児童分野の支援が中心ではございますが、高齢者の被害者も含めたワンストップの支援を行っております。具体的な活動内容についてご紹介いただきながら、市民の方の虐待に関する関心を高め、知識を広めていければと考えております。

最後に、6 ページ目をご覧ください。

啓発活動についての取組のご紹介をさせていただきます。

広報まつど特集号の活用やポスター・チラシの作成に加え、現在は感染者数が増加しており、イベント等の実施が難しい状況ではございますが、感染状況を注視しながら、イベント開催時には啓発物品の積極的な活用を図ってまいりたいと思います。

それぞれの虐待防止ネットワークが単独で行っているイベントや行事などにつきまして、

ほかの虐待防止ネットワークが合同で取り組むことで、3虐待を同時に周知することにもつながる効果が期待されます。

また、ホームページ、フェイスブック、ツイッターなど若い世代への積極的な周知も含め、あらゆる機会を通じて周知啓発を図ってまいります。

啓発活動の今後の方向性としては、相談・通報窓口、通報者保護の原則、通報を支援のきっかけとすることを地域住民及び支援機関等へより一層周知してまいります。本日は委員の皆様からご意見を頂戴し、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

議長 ただいまの説明につきまして何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 ○○と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、私が2005年頃から申し上げている、0歳から100歳にわたる通報番号一本化です。松戸市は高齢者虐待防止ネットワークができた時は先進的でしたが、他の市町村がキャッチアップし、通報番号を一本化した市町村や県もあります。ぜひ松戸でも通報番号を一本化、あるいはそれに近いシステムを実現していただきたいと思います。

2つ目ですが、この条例ができるプロセスに関わらせていただいた際に、策定にあたり不備はあるかもしれないが、改定していくものだと聞いていました。だから、私は今後改定されることを期待しているのですが、改定の予定や、あるいは改定の方向性について、ぜひお聞きしたいです。

特に、DV防止法が含まれていない点については、制定当時から何人もの有識者の指摘がありました。また、先ほど申し上げた0歳から100歳までの虐待に関していうと、いじめに関してどう取り扱うかについても、市役所での検討過程についてぜひ教えていただきたいと思っています。

3つ目ですが、年齢横断的・対象横断的な非常に良い条例ができたわけですから、虐待の本質的予防に関して考えていただきたいと思います。虐待の本質的予防というのは、例えば児童虐待は、児童虐待の担当者だけで考えるのではない、高齢者虐待を高齢者虐待の担当者だけで考えるのではない、という考え方です。

例えば、高齢者虐待に関しては、軽い障害のある方が高齢者を介護している場合、介護者である障害のある方を支援することにより、未然に高齢者虐待が予防できるのではないか、あるいは予防できたのではないかというケースを我々は度々目にしています。障害者福祉によって高齢者虐待を予防することが重要です。

また、これは条例の作成過程でも有識者の方から指摘されていることですが、DVケース

を積極的に支援することによって、高齢者虐待に至らないように予防することも重要です。それから、ハイリスクな妊婦を支援することによって、子どもが生まれる前から児童虐待を予防する。横断的な条例を作ったので、せっかくですからその虐待の発生予防のところに注目してはどうかと思いますが、その点について教えていただければと思います。

事務局 ご質問ありがとうございます。

まず、通報番号一本化につきましては、〇〇委員からお話がありましたように、一本化が難しくても、市民の方に分かりやすい通報窓口のご案内や、通報環境を整えていきたいと、検討をしているところです。

番号を分かりやすくすることに加え、どの部署に相談が入っても、必ず適切な窓口につながる体制づくりも大切であると認識しています。

2番目の条例改定につきまして、いじめやDVという分野は、3虐待に深く関わるということで意見をいただいていた。条例改正についても今後の検討課題ではございますが、今は具体的に検討段階に入っておりません。まずは、いじめやDVについて、実態や虐待との関わりという点で、担当者の会議の中で話題にしていけると、どのような点を取り組んでいくのか方向性が見えてくるのではと考えております。

3つ目の本質的な予防についても、事例検討や各分野の状況を知りながら、何ができるのかを検討し、発生予防を一番に目指せるよう取り組む必要があると考えています。各分野で発生予防についても検討しておりますが、3分野が一体となってやるという点に、この条例が制定された意味というのがあると考えておりますので、今後も参考に取り組んでいきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。ぜひ積極的にお願いいたします。

議長 ほかにご質問などある方はいらっしゃいますか。

それでは、ただいま事務局より児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の3虐待が連携した効果的な取組について報告がありましたが、ここからは、今後の取組に向けてご意見を頂戴したく、委員の皆様方との意見交換に入りたいと思っております。

令和3年度書面開催のご意見からもいただいておりますように、虐待の通報については、いまだ近隣住民などからは少なく、周知啓発に力を入れてまいりました。そこで、地域の中でご活躍いただいております〇〇委員よりご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

委員 ○○でございます。

ただいま、市の取組と報告の中で虐待件数をお伺いしまして、私自身、大変びっくりしているところでございます。以前は、町会等でよく近隣の方々が立ち話をする中で情報交換するところをよく見ておりました。最近はそのような状況もなく、近所・近隣の問題というのはあまり外に出さない傾向にある、要は、あまり関わりを持たないという傾向にあるのかなと思っております。

いずれにしろ、町会・自治会としましても、一番やはり関連性の強い立場でありますので、色々と注意して対応していきたいと思っております。加えて、やはりこれは町会の皆さんに協力して対応する課題かなと思いますので、今後は、パートナー講座等も開催をお願いして、状況等を広めていければいいかなと思っております。

議長 ありがとうございます。

次に、住民に身近な立場で見守りなどのご支援を行っていただいております○○委員、いかがでしょうか。

委員 我々は、この3虐待については従来から活動するように、関連のあるものということで注視し協力もしてきたつもりでございます。ただ、これからは、町会さんからも先ほど色々ご発言がありましたけれども、やはり住民の協力がなくては、我々もこれから活動していく上で少し支障が出ている状況もございます。

ということは、やはり住民の方々もいろんな意味で福祉行政、それから福祉の決まり事を最近はいろいろと勉強なさっているようなところもありますので、我々が活動するにおいても、やはり守秘義務等のこともありますのでということで、情報の入手が多少困難になってきている状況もございます。

ただ、松戸市の住民の方々、他の市町村の情報等も聞きますと、やはり非常にある意味では協力的だと思いますので、条例等のものにつきましては、ぜひ住民向けに色々な情報の提供を今後もしていただきたいと思いますと思っております。

それと、我々の組織についても、新しい情報があれば、情報を早めにいただければ、活動をしていく上の参考にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。○○委員、いかがでしょうか。

委員 ありがとうございます。

各機関・団体等も含めて、虐待等について関心はかなり高いと感じております。松戸市社会福祉協議会といたしましては、こうした会議の情報・状況を各市民の方々に少しでも広げ

て、開示していかれればと思っております。

市内にある15の地区社会福祉協議会の活動が非常に活発で、多くの市民の方々の協力を得ながら、様々な事業・行事等を展開している状況がございます。情報交換につきましては、有力な組織と考えておりますが、今後もそれを大事にしたい、そして、大事な組織ということを改めて認識しながら、皆様と情報を共有し、そしてまた、地域のあらゆる方々と言うと少し大げさではございますが、一人でも多くの方々にそうした状況を伝えられるよう頑張っていきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。虐待の予防、早期発見には、市民の方に幅広く虐待防止の取組や相談先を知っていただくことが重要であると考えております。今回いただきましたご意見を今後の取組に生かしてまいりたいと思います。

それでは、次に地域活動の中で他分野の方の支援を行っていただいております〇〇委員より、支援の中で必要と考える虐待防止の取組についてご助言いただければと思います。

委員 〇〇です。

先ほども少しお話しさせていただいたように、私共は実務的に生活支援を基軸に地域づくりも行っていますが、個別ケースの積み重ねから見えてくること、得るものがたくさんあると思います。実務者レベルの3分野、行く行くはいじめやDVも含めた、そうした分野の実務者レベルでの話合いの場や情報共有・検討の場が必要だと思っております。啓発活動も重要だと思っておりますが、現場の専門家の中で見えてくることを、どのように市民の方々に幅広く知ってもらえるようになるのか、そうしたことも含めて検討する場が必要だろうと思っております。

議長 今後も虐待対応を行っていらっしゃる専門職の皆様とも連携しながら、ご助言を踏まえ連携を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、虐待対応においては、保健医療の視点からのアセスメントや対応におけるご協力が不可欠と考えております。〇〇委員よりご意見をいただければと思います。

委員 ありがとうございます。

歯科医師は現場で子どもを診る機会も多く、以前から気づきには人一倍気をつけるようにということは言われております。その点、歯科医師会員も意識を持って日頃の診療に当たっているとは思いますが、改めてその意識を徹底することで、ご協力できるように、いま一度気を引き締めて対応していきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。

それでは、また保健医療の視点からということで、〇〇委員よりお願いいたします。

委員 松戸健康福祉センターでは、電話相談等を受けております。その件数がとても多いのですが、様々な年齢層の方々から虐待等、幅広い相談を受けております。実際に様々な方がいて多くの相談があります。基本的な部分を直すことは難しいと思いますが、実際に起こってしまっていることは、それ以上悪化させないことが必要ではないかと考えております。

議長 ありがとうございます。今後どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次に虐待対応の中で困難ケースには法的な措置を取らざるを得ない場合、個人情報保護や親族間の金銭管理など法的助言をいただく必要があるケースも多くございます。そこで、日頃より虐待対応に関わる専門職のアドバイザーとしてご助言・ご協力をいただいております〇〇委員より、ご意見をお願いいたします。

委員 ご指名いただきました〇〇でございます。

個人情報保護というのは、生命や身体の保護よりは劣後すると言われております。放置していたら人が怪我や死亡してしまう事案の場合は、個人情報を他機関に渡すことはやむを得ない、という制度になっております。また、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法の中には、個人情報の保護より通報の方が優先だという情報も入っております。

ですので、基本的には虐待が起きた時は、個人情報の保護よりも各機関の連携、あるいは通報が優先だということを周知徹底して、なるべく通報を、情報を共有しましょうという、市民の皆さんあるいは市役所の職員、その他機関の職員の皆さんに分かっていただくことが重要と考えております。この観点から、やっぱり先ほどから出ております周知事業を進めていくことが良いと考えております。

もう一点は、先ほど〇〇委員からも出ていましたが、現場で対応している人間の実感として、虐待が起きてからの対応はとても大変なので、虐待が起きる前に予防することが重要だと思います。先ほど妊婦の支援をすることで児童虐待を減らすというお話が〇〇委員から出ましたが、もう一つあるとすれば、経済的虐待を減らすため、前段階で生活に困窮している人を支援することがとても重要と考えています。市役所の、特に担当課等の協力なしではできない分野ですので、理解を持っていただければと考えております。

議長 ありがとうございます。今後どうぞご助言をよろしくお願いいたします。

次に、本市の虐待防止に関して、数多くのご助言、ご協力をいただいております〇〇委員より、今後の3虐待の連携した取組についてご意見をいただければと思います。

委員 〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

条例を改めて見ると、第4条に、市は施策を総合的に推進しなければならないと書かれています。第15条に、市は施策相互の連携が図られた効果的な取組を推進するため体制を整備すると書かれています。〇〇部長から言われた連携については、連携推進会議の場が体制整備の推進の部分だと思っています。3虐待で連携した取組をする時の連携とは、一体何を指しているのか、どのように共有しているのかが見えてこないんです。

何をもって連携できたとするのか、市が示さないといけないと思っています。今、各現場で、3虐待の対応されている方々の取組や実践例はありますが、市が何をもって連携したとするのか示さない限りは、事業そのものの評価ができないと思います。

何をもって連携できたとするのか市が示して、それに向けてどのように取組をすればよいのかとしていかないと、うまく連携できないと思います。きつい言い方をあえてさせていただければ、会議をやればよいという話になってしまう。そういうことではないと思います。

先ほど、ヤングケアラーの話が出た時に、これが虐待に当たるかどうかはまた別の議論になりますが、ヤングケアラーは確かにケアラーとして児童がケアをしているということになります。誰のケアをしているのかというと、障害者である父母や、介護の必要な祖父母という状況だと思います。子どもが介護・看護している状況となった時、なぜ子どもが介護・看護をしなければいけないのかということになります。その時に、介護・看護を受けている父母や祖父母に対し、障害分野ではどのように対応するのか、介護に関して高齢者分野がどのように関与するのでしょうか。すでに取り組んでいけばよいのですが、ヤングケアラーがいた時の相談先として、子ども家庭相談課や児童相談所があると思いますが、本質的に考えれば、介護や養護の話になるので、その家庭をどうしていくか、児童・高齢・障害の3分野にわたって行われる連携の初めての協議となるのではと思われます。既に取り組んでいけば、実践例を市民の方に公開することによって、「こういうふうにやってくれるんだ」という啓発や情報提供でき、説明責任が果たせるのではと思います。

議長 ありがとうございます。いただいたご意見、もっともだと思いますので、市役所でもしっかり検討してまいりたいと思います。

それでは、最後になりますが、本市の虐待防止の取組に長くご尽力をいただいております〇〇委員よりご意見をお願いいたします。

委員 ありがとうございます。

先ほど〇〇先生から非常にすばらしい意見をいただきました。貧困の家庭を支援することによって、経済的虐待を予防するということですが、ハイリスクアプローチにあたると思

ます。啓発活動というのはポピュレーションアプローチという予防方法です。それとは別に、リスク管理のハイリスクアプローチというのがあり、ハイリスク事例をスクリーニングしながら、その人たちに事前に介入することにより、虐待が起きる前に予防するものです。

僕や〇〇先生も今後研究を進めていくつもりですが、市役所でも意識していただくと、より対象横断的、年齢横断的な虐待予防を、担当部署を超えて行えると思いますので、ぜひご検討いただければと思っております。

2つ目ですが、統一的な通報番号について、私はITを使って検討していただきたいと思っています。3虐待の条例に関して、啓発活動がQRコードで行われています。できれば、通報先についても、QRコードで読み取ると、通報窓口にアクセスでき、通報がこちらというものをクリックすると、すぐに高齢者はこちら、子どもとDVはこちら、そして障害者はこちらとアクセスできる。そうすると、QRコードを読み取った後、ツークリックで通報に持っていけると思います。そうすると、今後、インターネット上で比較的簡便なシステムで通報番号一本化と全く同じシステムをつくることのできる可能性が高いと考えています。

今回、QRコードの啓発活動まで進めていただいたので、これを通報番号一本化に近いシステム、ツークリックで通報番号に到達できるシステムをしていただくと、今のように電話番号を調べなくてはいけない状況に比べると、極めて簡便で市民に分かりやすいシステムができると思います。ぜひ具体的にQRコードからの通報システムをご検討いただければと思っております。

議長 ご意見ありがとうございました。2点とも非常に重要なご指摘だと思いますので、しっかり進めていきたいと思っております。どうぞ今後ともご助言よろしく願いいたします。

皆様、ありがとうございました。ほかにもご意見ある方いらっしゃるでしょうか。

それでは、各分野で多くのご支援を賜っております委員の皆様から、貴重なご意見をいただきましたので、参考にさせていただきながら、今後も3虐待の連携した取組を推進してまいりたいと思っております。皆様、本当にどうもありがとうございました。

◎その他

議長 最後になります。次第5、その他ですが、委員の皆様から松戸市虐待防止条例に関する情報で共有したい内容や報告などはございますか。

特にないようであれば、本日の次第に沿った議事は以上で終了いたします。

◎閉 会

事務局 最後に連絡事項がございます。

以上をもちまして、令和4年度松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。